

著作権の消尽に関する  
海外での注目すべき裁判例について

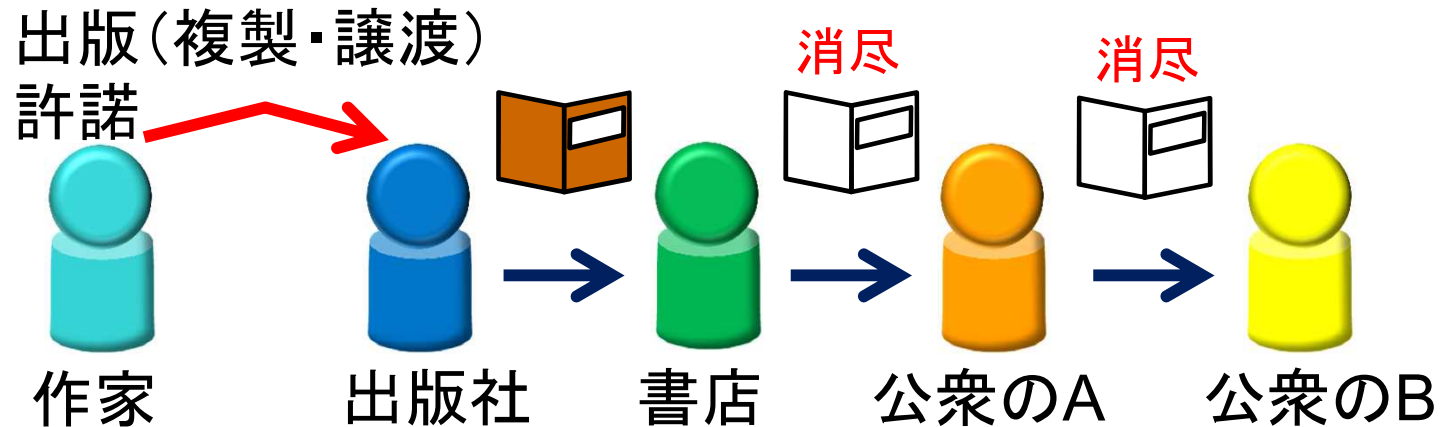
2016.2.12

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

奥邨 弘司

【参考：日本における譲渡権の消尽】(映画の著作物を除く)

例えば、一旦権利者の許諾を得て譲渡(例：出版)された複製物(例：書籍)については、その後の譲渡(例：中古販売)について譲渡権は働かない ⇨ 譲渡権の消尽



\*委託販売は考えない

消尽する場合

- ① 譲渡権者の意思に基づいて公衆または特定少数に譲渡された原作品または複製物
- ② 裁定制度などに基づいて譲渡された複製物
- ③ 外国で適法に譲渡された原作品または複製物

## 【米国の消尽 ファースト・セール・ドクトリン】

### 米国著作権法106条(3)〔頒布権〕

「著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること」を自ら行い、または許諾する排他的な権利

### 米国著作権法109条(a)〔ファースト・セール・ドクトリン FSD〕

106条(3)の「規定にかかわらず、本編に基づき適法に作成された特定のコピーもしくはレコードの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる。」

- ・ プログラムの複製物とレコードの商業的レンタルについては、FSDは適用されない 109条(b)(1)(A)
- ・ ダウンロード型配信(EST)の場合FSDは適用されない(通説)

\* 訳はCRIC(山本隆司)を引用

## 【米国の消尽 ファースト・セール・ドクトリン】

### 頒布権が消尽する要件

- ①消尽が問題となる複製物は適法に作成されたものである
- ②譲渡する者が当該複製物の適法な所有者（またはその許諾を得た者）である
- ③消尽が問題となる複製物は、権利者の許諾のもとに第一譲渡されている

## 【米国の輸入の禁止について】

### 米国著作権法602条(a)

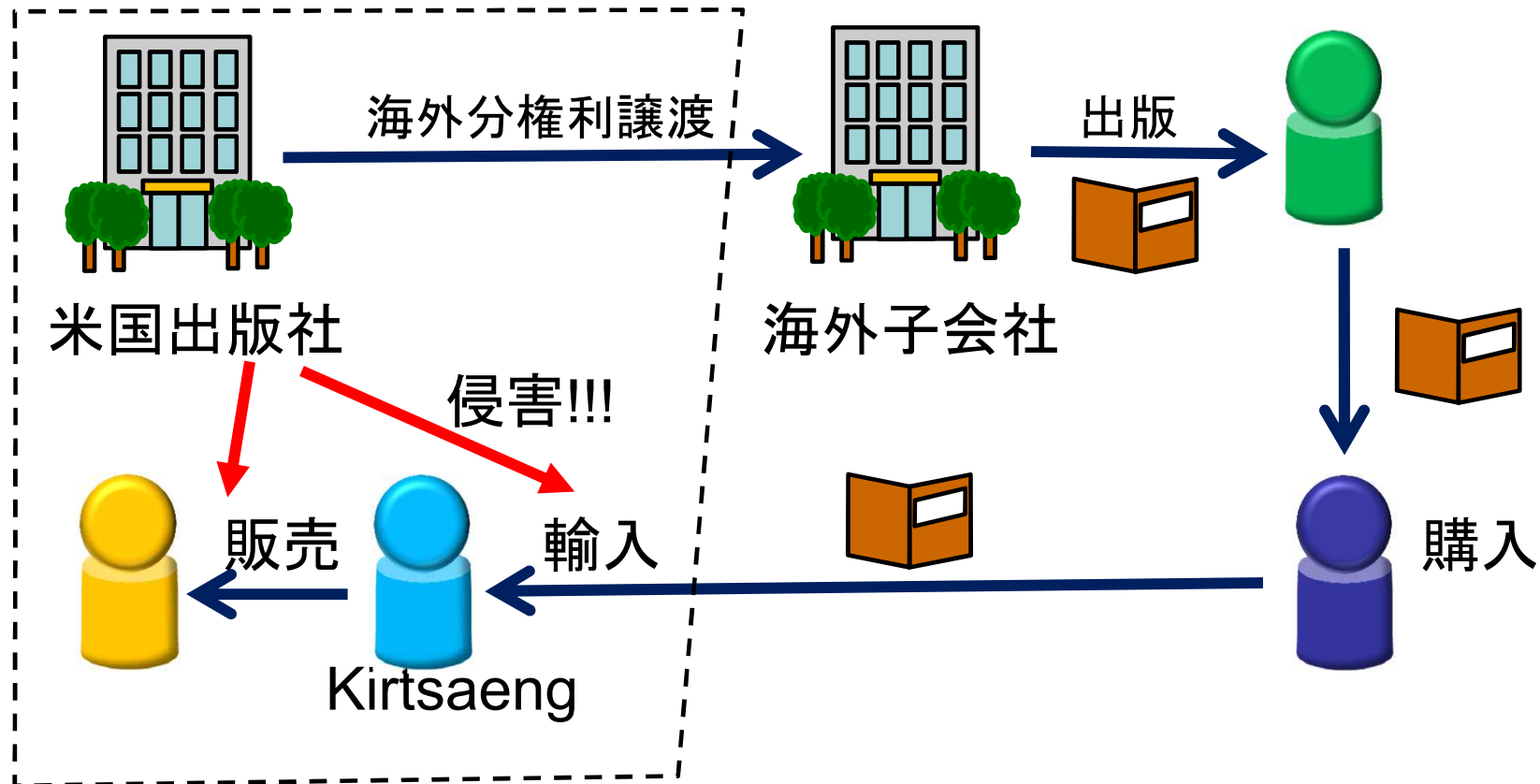
「(1) 輸入一本編に基づく著作権者の権原に基づくことなく、著作物のコピーまたはレコードで合衆国外で取得されたものを合衆国に輸入することは、第106条に基づくコピーまたはレコードを頒布する排他的権利の侵害であって、第501条に基づき訴訟を提起することができる。」

「(2) 侵害物品の輸入または輸出一本編に基づく著作者の権原に基づくことなく、著作権侵害に該当しまたは本編が適用された場合に著作権侵害に該当するコピーまたはレコードを、合衆国に輸入しまたは合衆国から輸出することは、第106条に基づくコピーまたはレコードを頒布する排他的権利の侵害であって、第501条および第506条に基づく訴訟を提起することができる。」

\* 訳はCRIC(山本隆司)を引用

【Kirtsaeng事件】 Kirtsaeng v. Jhon Wiely & Son, 133 S. Ct. 1351 (2013)

米国



海外で適法に出版された書籍を購入して米国に輸入することは601条(a)の権利の侵害になるか。あわせて輸入したものを米国内で販売することも頒布権の侵害になるか。

## 【Kirtsaeng事件】

問題の所在・・・

602条(a)(1)の文言上は、外国で適法に出版された書籍であっても輸入禁止の対象となるように読める。

↓

しかし、米国内で適法に作成後輸出された複製物の還流輸入が問題となったQuality King事件最判(523 U.S. 135 (1998))は、同規定を輸入禁止権を定めたのではなくて、「無許諾輸入を頒布権侵害とする規定」と位置づけた。

↓

頒布権にはFSDの適用がある。

↓

海外で適法に作成された書籍についても、FSDによって頒布権が制限を受けるか？

⇒地理的解釈 ……米国内で適法に作成されたものに限る

⇒非地理的解釈 ……作成の場所を米国に限定しない

## 【Kirtsaeng事件】

最高裁は、商品の自由流通を重視し、非地理的解釈によるべき、との結論

109条(a)の「この法律の下に適法に作成された・・・複製物」という文言は、外国での行為に米国法が適用されるならば、という趣旨と解すべき（報告者注：我が国113条1項1号と似た考え方）

理由 ①文言解釈 ②歴史的経緯 ③コモンローとの関係  
④地理的解釈の弊害 ⑤Quality King事件判決との関係  
⑥立法経緯 ⑦国際市場分割の弊害

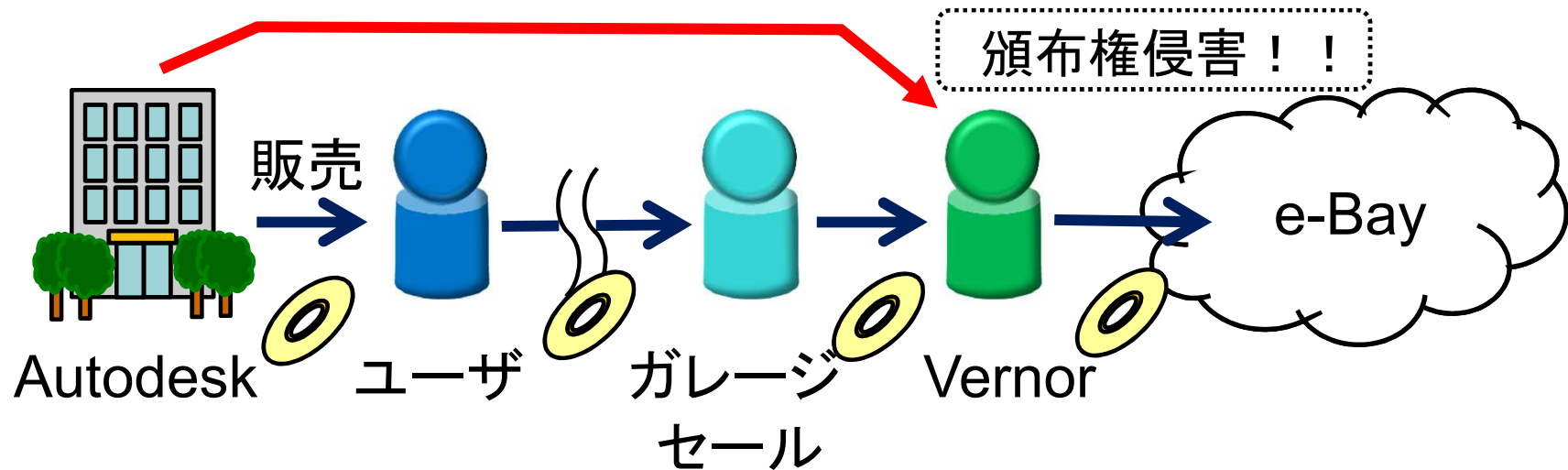
\* 通商交渉における従来の米政府の立場と異なる判決

↑  
反対意見が厳しく批判する部分

\* Quality King事件最判との整合性を重視した結果とも評価できる ← 同意意見参照



【Vernor事件】 Vernor v. Autodesk, inc., 621 F.3d 1102 (9th Cir. 2010)



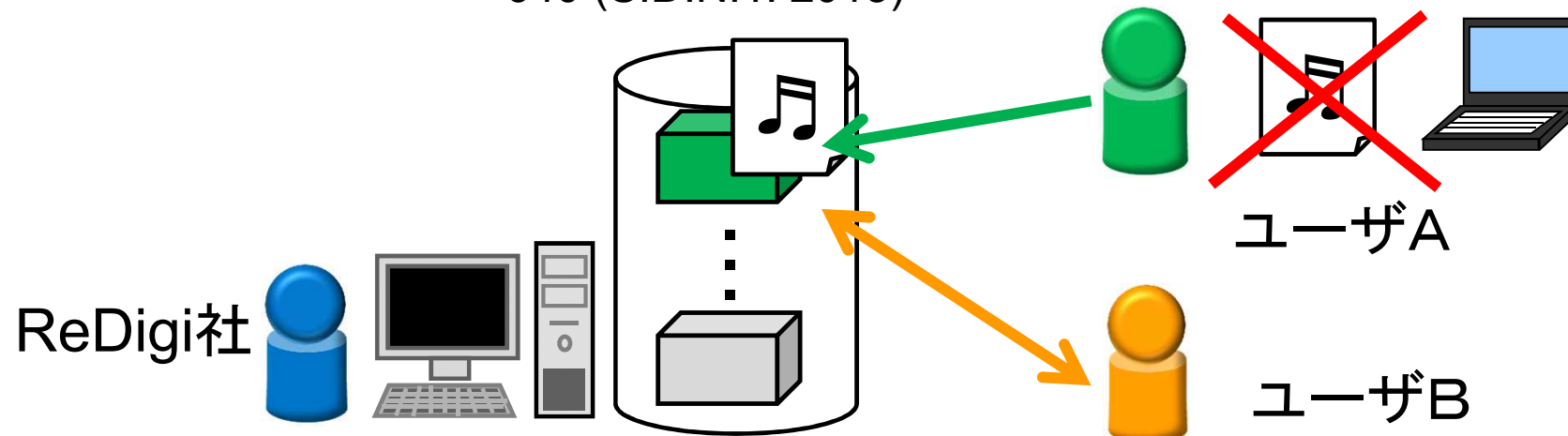
Vernorの主張： Autodesk社がユーザにCD-ROMを販売したことで、頒布権は消尽している

Autodeskの主張： ユーザは単なるライセンスー

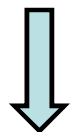
- 判決
- ①ライセンスである旨の明示
  - ②ユーザによる複製物の譲渡が明確に制限
  - ③顕著に利用制限を課している

以上の場合、ユーザは所有者ではなくてライセンスーである

【米国ReDigi事件】 Capitol Records, LLC v. ReDigi, Inc., 934 F.Supp. 2d 640 (S.D.N.Y. 2013)



Aの手元にあるiTunesで購入した音楽ファイルを、ReDigiサーバ上のロッカーに預ける(その際手元のファイルは自動消去)。  
A⇒Bと転売すると、ロッカーにはBのみアクセス・ダウンロード可能。



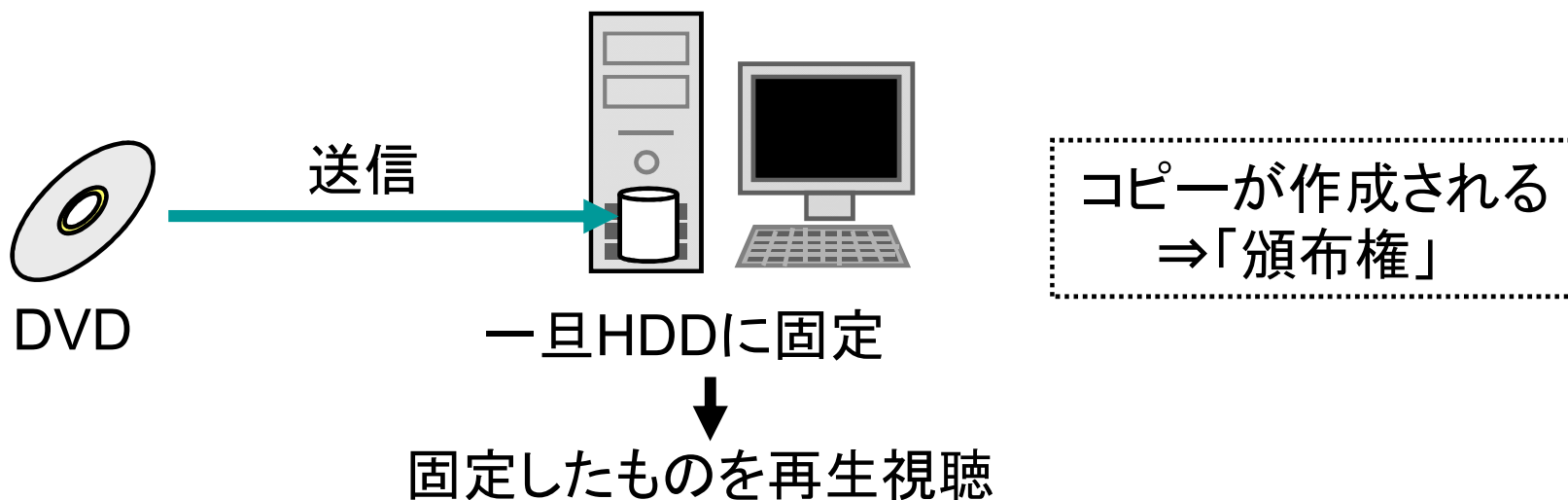
米国ではダウンロード型送信は頒布権の対象

ReDigiはファーストセール・ドクトリンによる頒布権の消尽を主張



権利者が販売したファイルそのものの譲渡ではないので消尽しない

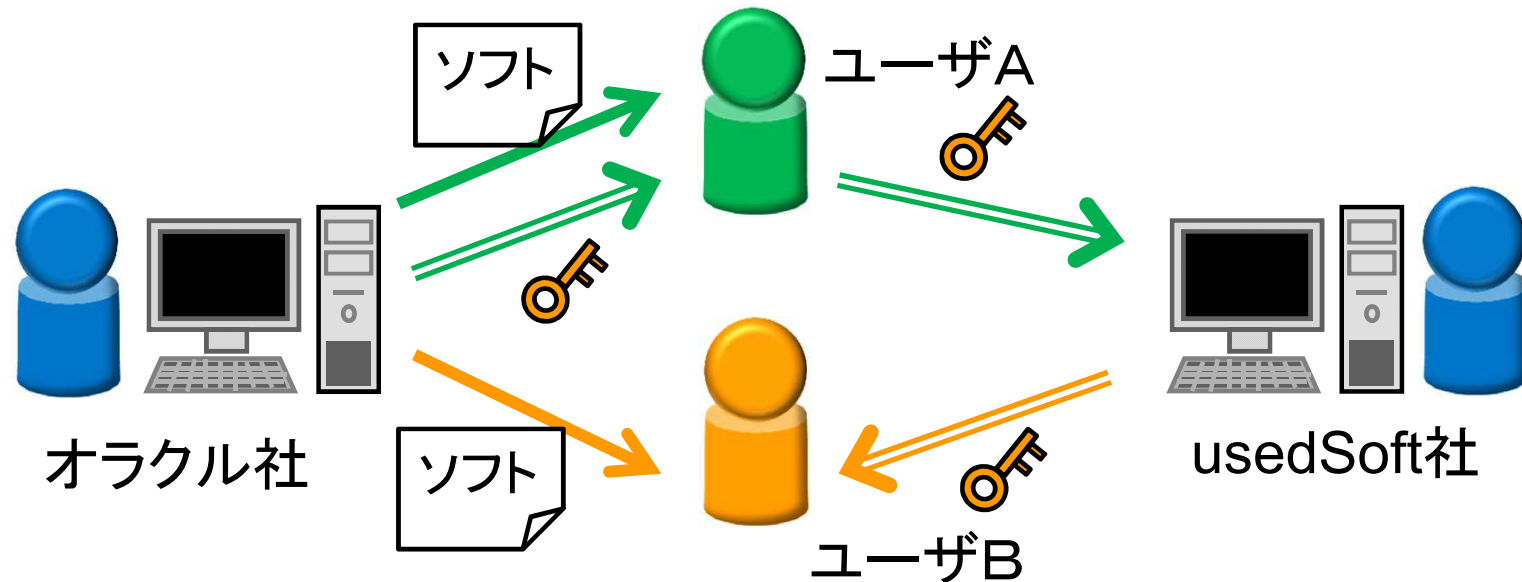
## 【米国の公衆送信権？】



(文字・図形などの静止した映像 ⇒ 「公の伝達権」)

(録音物 ⇒ 「デジタル音声送信権」)

【欧州 usedSoft事件】 usedSoft GmbH v. Oracle, 2012 E.C.R. I-0000



Aは、オラクルのサイトからソフトウェアをダウンロード(無料)。ソフトを使用するため、オラクルと契約(有料)して使用権入手。  
AはusedSoftに使用権転売。同社から使用権を購入したBは、オラクルのサイトからソフトをダウンロードして使用する。

【欧州 usedSoft事件】 usedSoft GmbH v. Oracle, 2012 E.C.R. I-0000

判旨①： プログラムを無償ダウンロードで提供する一方、使用に当たって有償ライセンスが必要になるという手法を採用した場合でも

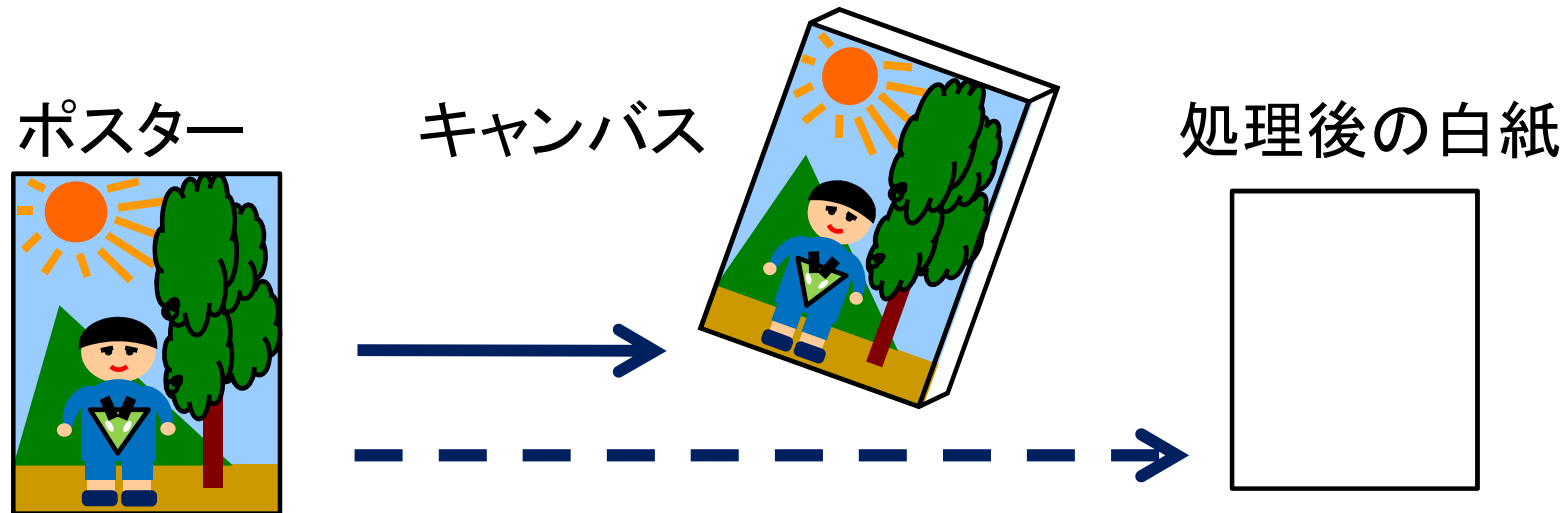
- ⇒ 権利者が、複製物の経済的な価値に見合う対価を受け取る代わりに複製物を無期限に利用できる権限を与えるのなら
- ⇒ コンピュータプログラムの複製物の頒布に関する、ソフトウェア指令上の権利は、消尽する

判旨②： ライセンスの中古販売が、権利者のサイトからダウンロードしたコンピュータプログラムの複製物の再販売を必要とする場合

- ⇒ 権利者が、最初の購入者に対して、複製物の経済的な価値に見合う対価を受け取る代わりに複製物を無期限に利用できる権限を与えるようなライセンスを与えるのならば
- ⇒ 前記ライセンスの以降の購入者は、ソフトウェア指令上の消尽の効果を享受することができ
- ⇒ 同指令上の複製物の適法な所有者であり、同指令に基づいて複製することができる

問題点： WCTとの整合性 & ソフトウェア指令への依拠  
(ソフトウェア以外はどうなるのか?)

【欧州 Allposters事件】 Art & Allposters v Pictoright (Case C-419/13)



ポスターの絵を、キャンバスにそっくり「移し」取る技術を開発。  
移し終わった処理済みポスターは白紙の紙になってしまう。



Allpostersは、「移し」取ったキャンバスを販売することは頒布権侵害に  
当たらないことを、確認する訴訟提起。

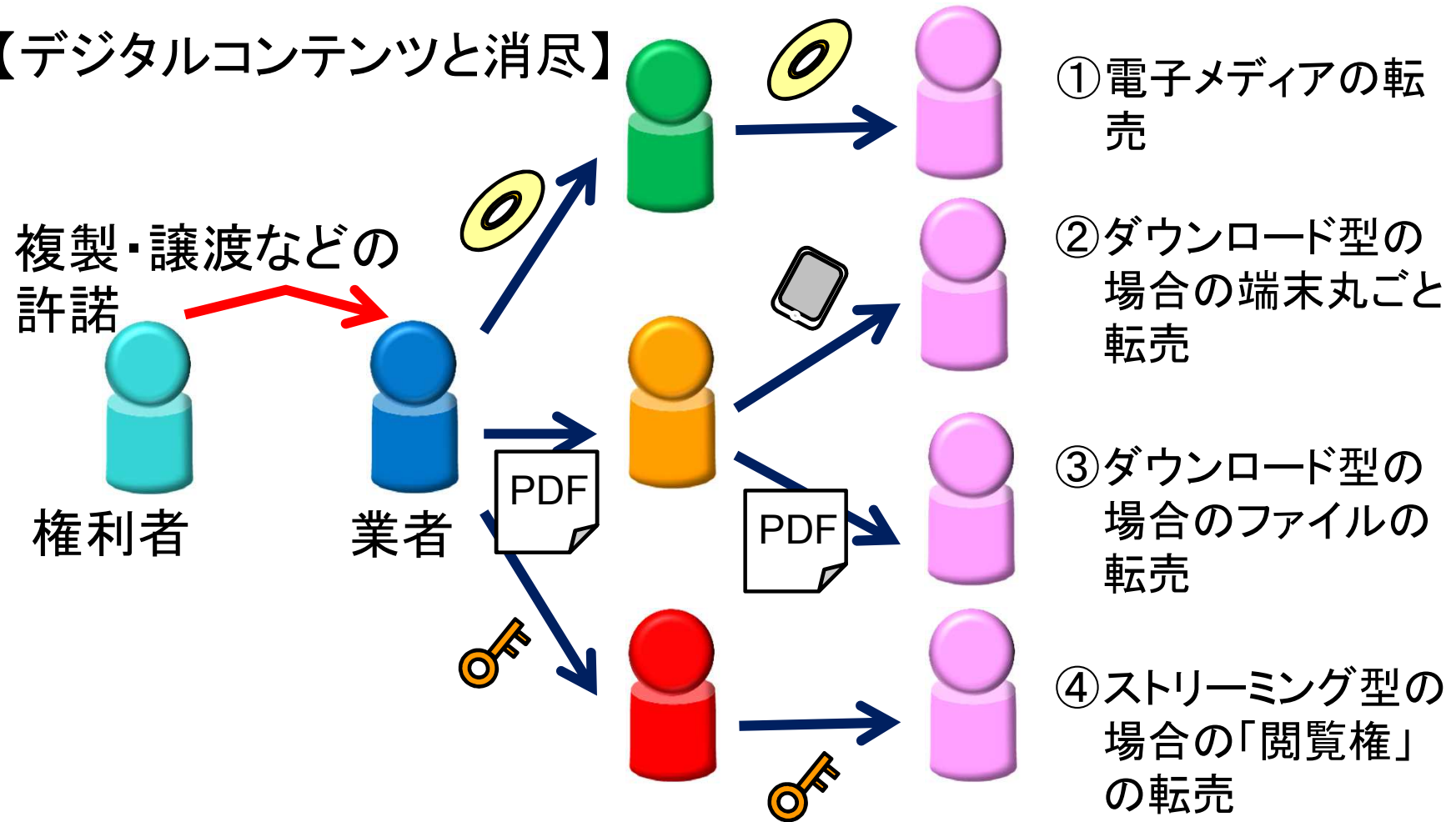
(ポスターが市場で購入したもので、すでに第一譲渡済みなら、キャン  
バス販売も頒布権が消尽して適法か?)

## 【欧州 Allposters事件】 Art & Allposters v Pictoright (Case C-419/13)

- ・ 情報社会指令4条は、著作者に、彼・彼女らの知的所産を化体した個々の有体物について、EU域内で最初に上市することをコントロールする権利を与えるものである。
- ・ 故に、頒布権の消尽は、著作物またはその複製物(\*)が化体した有体物に適用されると解すべき(条件として、当該有体物が著作権者の同意のもとに上市されることが求められる)。
- ・ 原告の技術はメディアの置き換えであり、著作物のイメージを化体する新しい物品の作成に該当し、著作物の新しい複製とというる。
- ・ 著作者が、著作物を化体した物品の頒布に同意したとしても、当該物品の上市後、著作物の新しい複製に該当するような形で当該物品が変更された場合まで、前記同意には含まれない。

usedSoft事件の射程が、ソフトウェアの場合に限られることは、ほぼ確実になった？ ⇒ デジタル消尽全般に厳しい方向？

## 【デジタルコンテンツと消尽】



- ・ケース①～④それぞれについて、我が国現行著作権法ではどうなるのか？
- ・今後、どうあるべき、すべきなのか？



---

## [関連論文]

『アメリカの最高裁判例を読む』(知的財産研究所・2015)分担執筆

『クラウド時代の著作権法』(勁草書房・2013)分担執筆

「電子書籍の中古販売・流通」ジュリスト1463号(2014)

「クラウド,プライベート・ユース,オープン・コミュニティと著作権法制:これからの10年のために」知財管理63巻4号(2013)